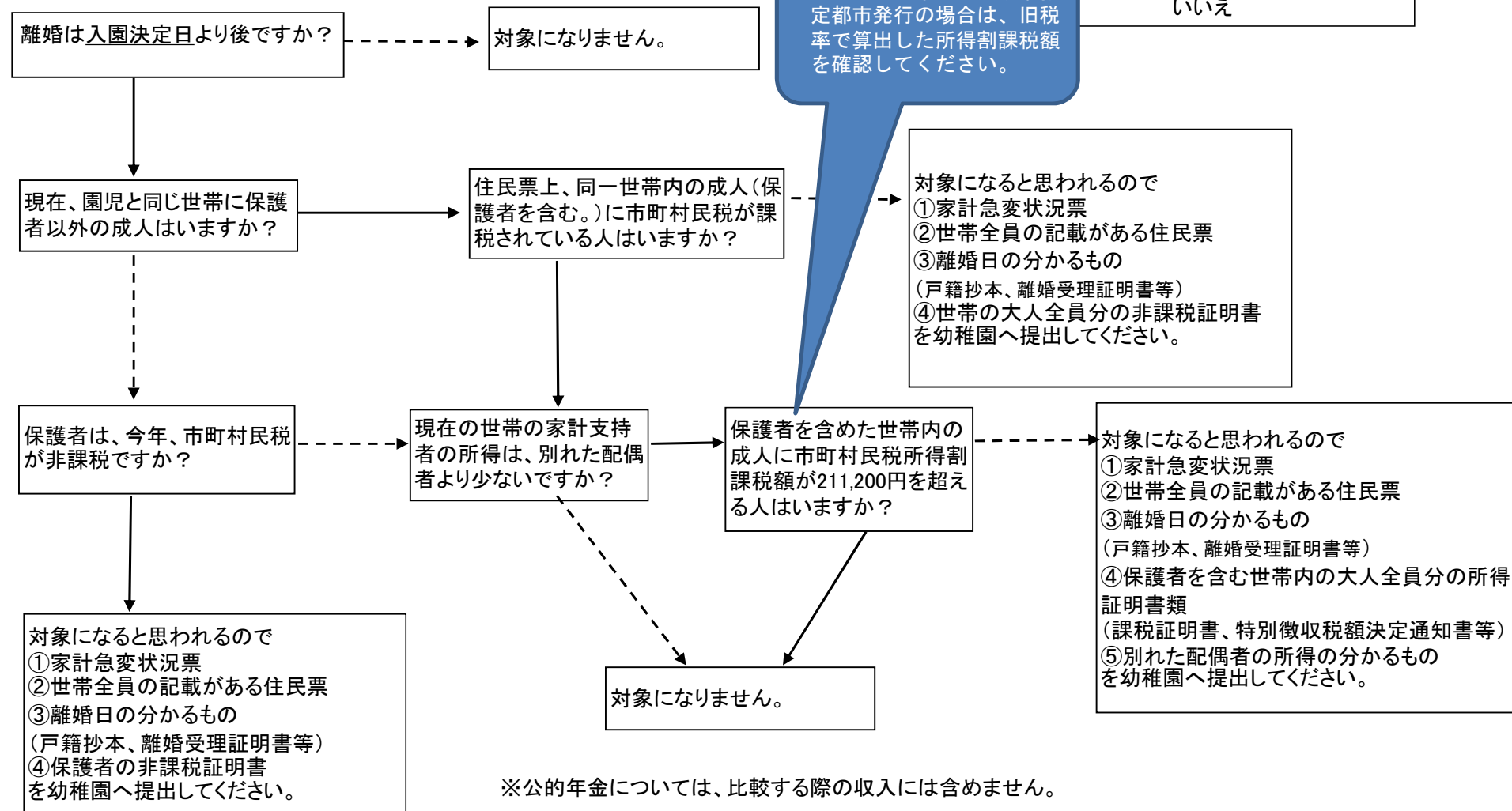


## 家計急変世帯に対する補助 各種フローチャート(離婚の場合)

※令和5年度は、令和4年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。



## 家計急変世帯に対する補助(死亡の場合)

※令和5年度は、令和4年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

死亡日は入園決定日より後ですか？ -----> 対象になりません。

現在、園児と同じ世帯に保護者以外の成人はいますか？

住民票上、同一世帯内の成人(保護者を含む。)に市町村民税が課税されている人はいますか？

※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

→ はい  
- - - - - いいえ

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④世帯の大人全員分の非課税証明書を幼稚園へ提出してください。

保護者は、今年、市町村民税が非課税ですか？

現在の世帯の家計支持者の所得は、亡くなった人より少ないですか？

保護者を含めた世帯内の成人に市町村民税所得割課税額が211,200円を超える人はいますか？

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④保護者を含む世帯内の大人全員分の所得証明書類(課税証明書、特別徴収税額決定通知書等)  
⑤死亡した人の所得の分かるものを幼稚園へ提出してください。

対象になると思われるので  
①家計急変状況票  
②世帯全員の記載がある住民票  
③死亡日の分かるもの(住民票除票等)  
④保護者の非課税証明書を幼稚園へ提出してください。

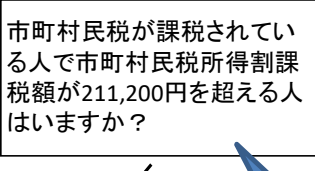
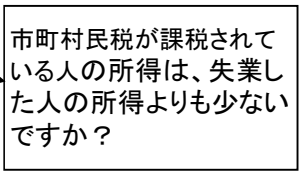
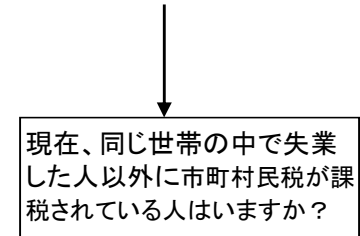
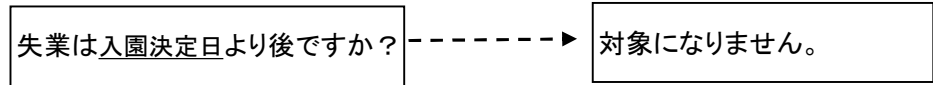
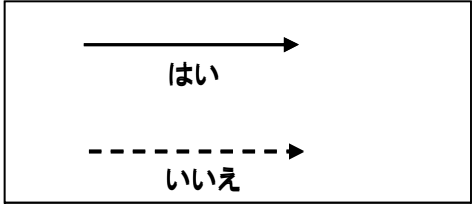
対象になりません。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

# 家計急変世帯に対する補助(失業の場合)

※令和5年度は、令和4年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。



対象になると思われるので  
 ①家計急変状況票  
 ②世帯全員の記載がある住民票  
 ③失業を証明する書類  
 (退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票-2等)  
 ④保護者を含む世帯内の大人全員分の所得証明書類  
 (課税証明書、特別徴収税額決定通知書等)  
 を幼稚園へ提出してください。

対象になると思われるので  
 ①家計急変状況票  
 ②世帯全員の記載がある住民票  
 ③失業を証明する書類  
 ④失業者の課税証明書等を幼稚園へ提出してください。

対象になりません。

※ さいたま市などの政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した所得割課税額を確認してください。

※公的年金については、比較する際の収入には含めません。

**家計急変世帯に対する補助(その他の場合 例:休職など)**

※令和5年度は、令和4年4月以降に急変が発生した世帯が対象になります。

※既に家計急変が解消している場合は、対象になりません。

